宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年５月２日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大宮ソニックシティ株式会社　②埼玉県知事(5)19989　③代表取締役　中島俊浩　④埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目７番地５　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目７番地５　大宮ソニックシティ株式会社　代表取締役　中島俊浩

①Supernova Furano合同会社　②関整特事第114号　③代表社員　Supernova Land Limited　職務執行者　クォック・ジェイソン・メン・リン　④東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３階　⑤1000万円　⑥関東地方整備局　⑦東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３階　Supernova Furano合同会社　代表社員　Supernova Land Limited　職務執行者　クォック・ジェイソン・メン・リン